

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国庫支出金	企業債	その他					
1	資本的支出	1	建設改良費	機械装置	18,967,117,000	12,774,238,308	2,631,807,000	653,000,000	725,000,000	1,253,807,000	3,561,071,692	—	工程調整のため
合 計			18,967,117,000	12,774,238,308	2,631,807,000	653,000,000	725,000,000	1,253,807,000	3,561,071,692	—			

繰越明細表

事業名		翌年度繰越額	説明
機械装置	西神・山手線、北神線 西神中央駅他15駅 可動式ホーム柵整備事業	2,474,518,000	工程調整のため
	湊川公園駅西口エレベータ設置工事	157,289,000	工程調整のため
	計	2,631,807,000	

地方公営企業法 ぬきがき
(予算の繰越)

- 第二十六条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。
- 2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。
- ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。
- 3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。